

【法務委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、衆議院議員提出2件の合計6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願14種類301件のうち、2種類47件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の定員を20人、裁判官以外の裁判所職員の定員を21人それぞれ増員するものである。

本法律案に対しては、いわゆるバブル経済崩壊以降の民事訴訟及び民事執行事件数の増加と裁判官の手持ち事件件数の状況、司法試験の合格枠制の効果、新民事訴訟法の施行に伴う体制整備、裁判所速記官の養成停止等について質疑が行われた。その中で、今回の増員は内部振替を含めて裁判所書記官を150人増員していることについて、最高裁判所当局は、新民事訴訟法では書記官に積極的な役割が期待されており、このため、今後もかなりの規模の増員が必要であるとの見解を示した。

平成8年来、我が国沿岸各地において、近隣諸国からの船舶による集団密航事件が激増している。この背景には、密航をビジネスとする内外の犯罪組織が事件に関与して、巨額の利益を得ていることが指摘されている。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、こうした状況に対応して、密航を助長・援助する者及び密航者自身に厳しく対処することができるように、集団密航に係る罪の新設、退去強制事由の追加等の措置を講ずるものである。

質疑においては、法務省当局から、平成8年12月以降、平成9年4月22日までに身柄を確保した船舶による不法入国者数は、50件、1,120人に達しており、不法入国には、蛇頭と呼ばれる中国の密航組織が少なからず関与し、蛇頭と日本の暴力団が役割分担を行っている例もあるが、蛇頭の実体は必ずしも明らかではないとの答弁があった。また、密航者の約9割が中国人であることから、我が国の中国政府への対応が問われたのに対して、日中間の領事協議、在京中国大使館への申入れを行うとともに、法務省入国管理局、警察庁、外務省及び海上保安庁の担当者が中国に行き、中国政府と不法出国の防止等について協議を行い、中国側からは、取締り・監視体制の強化等防止策をとるとの説明を受けたとの答弁があった。

今国会においては、2つの商法の改正案が提出された。その1つである商法の一部を改正する法律案は、衆議院議員提出によるもので、ストック・オプション（取締役又は使用人が、一定期間内に、あらかじめ定められた価額で、一定数の自己株式を取得する権利）に関する制度の整備を図るもので、株式会社について、新たに取締役に譲渡するための自己株式の取得及び取締役又は使用人に対する新株引受権の付与を認めるものである。

また、同じく衆議院議員提出の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案は、公開会社については、定款で授權された範囲内で、取締役会の決議により、自己株式を取得して消却することができるように、株式の消却の手続を緩和する特例を設けるものである。

ストック・オプション制度については、政府の規制緩和推進計画において平成9年度中に結論を得て、10年度中の早期に導入をする方針が示されていたが、改正案は、この方針を1年前倒して急きょ議員立法によって提出されたものである。しかし、この改正については、225人の商法学者が、検討過程がオープンではなく、改正プロセスに問題があるとの声明を出した。

委員会では、2法律案を一括して審査を行い、参考人として商法学者等2人からの意見も聴取し、質疑を行った。質疑においても、改正を急いだ理由が問われたが、提出者は、我が国の経済情勢や社会環境の急激な変化に対して、政治の対応が遅れて対策が後追いになっているとの批判があり、改正内容は、企業の活性化や経営体質の健全化等に大きな効果が期待されるので、1年でも早く導入すべきであると考えて、政府の方針を前倒して議員立法で提出したと説明した。また、江頭参考人は、ストック・オプションの導入等についての改正は商法学者によって賛否様々であるが、今回の改正は経営者側の意見だけが反映され、それ以外の立場を代弁して意見を述べるはずの学者や法曹界等の意見を表明する時間的余裕を与えられなかった立法プロセスについて遺憾の意を表明したのであって、議員立法という形式を批判したのではなく、法制審議会でも審議すべきだと主張しているのでもないとした。そのほか、質疑では、インサイダー取引等への懸念、会社の情報開示の促進、ストック・オプション制度に係る税制等の問題が論議され、これらを踏まえて、3項目の附帯決議を行った。

政府提出の商法等の一部を改正する法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社の合併に関し、2回の株主総会の開催を必要とするのを1回でよいこととする等、手続の簡素合理化を図るとともに、株主及び会社債権者に対し、合併に関する情報の開示を充実させる措置を講ずるものであり、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

案は、商法等の改正に伴い、非訟事件手続法ほか41の関係法律について所要の規定の整備を行うものである。

これらの改正も規制緩和推進計画に基づくものであるが、合併に関する法改正の検討は、既に昭和49年以来、懸案事項になっていたもので、近年、経済界から企業グループの再編成、効率化という観点から合併法制に対する手続の簡素化が強く要望されていた。質疑においては、合併手続を簡素化する改正内容に異論はなかったが、改正に至る経過について、経済、社会の激しい変動に遅れず的確に対応していくためには、法制審議会の審議の在り方やメンバーの構成等に大いに工夫が必要であるとの指摘がされた。これに対して、法務省当局は、法制審議会は他の行政庁の審議会とは性格が異なり、重要な基本法について法務省のスタッフと共同して作業を行う立案準備機関の性格を有しており、どうしても法律専門家を選任する必要があるが、30人の委員のうち5人程度は法律専門家以外の者という構成になっていると答えた。

なお、選択的夫婦別氏制の導入等を内容とする民法の一部を改正する法律案が、参議院議員提出のもの2件、衆議院議員提出のもの1件の合計3件提出されたが、いずれも当委員会には付託されずに審議未了となった。

〔国政調査等〕

2月18日、松浦法務大臣から所信を聴取し、同月20日、法務行政の基本方針について質疑を行った。

質疑における主な事項は、最高裁判所判決の合議内容の漏洩の有無、組織犯罪対策立法の必要性、国際化・情報化時代に即応した民事、刑事法の整備、社会経済情勢の変化に対応する裁判官の研修の在り方、登録免許税の軽減、法制審議会答申の民法改正案要綱の内容及びその法制化、東京拘置所等矯正施設の整備、オウム真理教に対する公安審査委員会の解散指定処分請求棄却決定についての所見、裁判所速記官の養成停止問題、オレンジ共済組合詐欺事件等であった。このうち、民法改正の政府案提出について、松浦法務大臣は、国民の間に大きな意見の相違があるので、国民の理解を十分得た上で法案を国会に提出できるようにすることが適当であるとの考えを示した。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度裁判所及び法務省所管予算について審査を行った。

質疑では、最近の検察官増員の理由、登記所の統合及びコンピュータ化と人員との関係、法務省組織の改革、矯正施設の整備、閣僚の司法判断への発言、臓器移植法案の脳死と刑法及び民法への影響、外国人事件の司法通訳、法務省の定員の根拠、民法改正案の提出予定、裁判所速記官の養成停止、政党助成金と憲法との関係等の問題が取り上げられた。この中で、臓器移植法案で脳死を

人の死とする場合の民事法へ与える影響について、法務省当局は、死の定義は社会通念によって決まり、これまでは3徴候説であったが、社会通念は不変ではなく、法案が成立して脳死が人の死であることが社会的に受け入れられる状況になれば、民事法でも同様に解されるのではないかとの見方を示した。

6月5日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、成年後見制度の法制化、人の死の判定基準、尖閣諸島の土地所有状況と上陸の是非、野村證券及び第一勧業銀行の不祥事、組織犯罪対策立法の検討状況、入管法改正後の密入国の状況、裁判所及び法務局の増員、海難死亡認定者の生存確認と戸籍回復問題、北朝鮮への拉致事件等の問題について質疑を行った。

また、6月10日、民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を開き、法制審議会民事訴訟法部会長竹下守夫参考人から法改正の検討状況について意見を聴いた後、同参考人及び政府に対して質疑を行った。

なお、2月4日、東京入国管理局及び東京拘置所の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年1月23日(木) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年2月18日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務行政の基本方針について松浦法務大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成9年2月20日(木) (第3回)

- 法務行政の基本方針に関する件について松浦法務大臣、政府委員、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った。
- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成9年3月25日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）
について松浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日（木）（第5回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について松浦法務大臣、政府委員、最高裁判所、自治省及び国税庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）
について松浦法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第22号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年4月23日（水）（第6回）

- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第82号）
（衆議院送付）について松浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月24日（木）（第7回）

- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第82号）
（衆議院送付）について松浦法務大臣、政府委員、法務省、警察庁及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第82号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年5月13日（火）（第8回）

- 商法の一部を改正する法律案（衆第24号）（衆議院提出）
株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案（衆第25号）
（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明を聴いた。

- また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年5月15日（木）（第9回）

○商法の一部を改正する法律案（衆第24号）（衆議院提出）

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案（衆第25号）
（衆議院提出）

以上両案について参考人東京大学法学部教授江頭憲治郎君及び一橋大学商学部教授伊藤邦雄君から意見を聴き、両参考人、発議者衆議院議員保岡興治君、同太田誠一君、同坂上富男君、松浦法務大臣、政府委員、労働省、大蔵省及び国税庁当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第24号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

（衆第25号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成9年5月27日（火）（第10回）

○商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上両案について松浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日（木）（第11回）

○商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上両案について松浦法務大臣、政府委員、法務省及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第60号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第61号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成9年6月5日（木）（第12回）

- 成年後見制度に関する件、死の判定基準に関する件、尖閣諸島の土地所有状況に関する件、野村證券及び第一勧業銀行の不祥事に関する件、組織犯罪対策立法の検討状況に関する件、入管法改正後の密入国の状況に関する件、裁判所及び法務局の増員に関する件、海難死亡認定者の生存確認と戸籍回復に関する件、北朝鮮への拉致事件に関する件等について松浦法務大臣、政府委員、厚生省、最高裁判所、大蔵省、海上保安庁、外務省、警察庁及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第13回）

- 請願第1451号外46件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第5号外253件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会】

○平成9年6月10日（火）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する件について参考人法制審議会民事訴訟法部会長竹下守夫君から意見を聴いた後、同参考人、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要 旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を増加しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の定員を20人増加し、679人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の定員を21人増加し、2万1,592人に改める。
- 3 この法律は、平成9年4月1日から施行する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要 旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社の合併手続の簡素合理化を図るとともに、株主及び会社の債権者に対する合併に関する情報の開示を充実するため、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 報告総会及び創立総会の廃止

吸収合併の場合の報告総会及び新設合併の場合の創立総会を廃止する。

2 債権者保護手続の合理化

合併をする株式会社が債権者に対する公告を官報及び会社が公告をする方法として定款で定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げてしたときは、債権者に対する各別の催告を要しない。

3 簡易な合併手続の創設

合併後存続する株式会社が合併に際して発行する新株の総数がその会社の発行済株式総数の20分の1を超えず、かつ、合併交付金はその会社の純資産額の50分の1を超えない場合には、その会社においては、合併契約書についての株主総会の承認を要しない。

4 合併に関する情報開示の充実

合併をする株式会社は、合併契約書についての承認総会の前に、各会社の貸借対照表のほか、合併契約書、消滅会社の株主に対する株式の割当てに関する事項につきその理由を記載した書面及び各会社の損益計算書を本店に備え置かなければならない。また、合併をした株式会社は、合併後、合併に関する事項を記載した書面を本店に備え置かなければならない。

5 違った種類の会社の合併

有限会社同士の合併による株式会社の設立及び株式会社同士の合併による有限会社の設立を認める。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 （閣法第61号）

【要 旨】

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法は

か41の関係法律について規定の整備をしようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要 旨】

本法律案は、悪質・巧妙化する集団密航事犯及び外国人の不法入国等を助長する行為に厳しく対処するため、罰則の強化その他関係規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 集団密航に係る罪の新設

- (1) 集団密航者を本邦に入らせ、又は上陸させた者を5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。
- (2) 集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者を3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、7年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。
- (3) 集団密航者を本邦に入らせ、又は上陸させる罪を犯した者からその上陸させた外国人を収受し、又はその収受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者を5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。

2 その他の関連規定の整備

- (1) 上陸の許可等を受けないで本邦に上陸する目的を有する外国人については、その者が有効な旅券等を所持する場合であっても不法入国罪で処罰するとともに、退去強制の対象とする。
- (2) 営利の目的等で不法入国又は不法上陸を容易にした者を3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (3) 退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者を蔵匿し、又は隠避させた者を3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、5年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処する。
- (4) 集団密航に係る罪に使用された船舶等や車両を必要的没収の対象とする。
- (5) 集団密航に係る罪により刑に処せられた外国人を退去強制の対象とする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

商法の一部を改正する法律案（衆第24号）

【要 旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、株式会社について、株式及び新株引受権によるストック・オプション制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得

- (1) 会社は、正当の理由があるときは、取締役又は使用人に株式を譲渡するために、配当可能利益の範囲内で、発行済株式総数の10分の1を限度として、自己株式を取得することができる。
- (2) 特定の取締役又は使用人に対し、あらかじめ定めた価額での自己株式の譲渡請求権の付与契約に基づき、株式を譲渡するために取得するには、その取締役又は使用人の氏名、譲渡する株式の種類、数、譲渡価額及び権利行使期間等について、定時総会の決議を要する。権利行使期間は、当該決議の日から10年内とする。
- (3) 取締役又は使用人に対し(2)の新株引受権を与える決議があった場合において、その決議に係る新株引受権で行使されていないものがあるときは、(2)の決議をすることができない。
- (4) 取締役又は使用人に(2)の権利を与えることができる期間は、次の定時総会の終結時までとする。
- (5) 会社は、(2)の権利行使期間内に取締役又は使用人に自己株式を譲渡しなかったときは、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

2 取締役又は使用人に対する新株引受権の付与

- (1) 会社は、定款に定めがあり、正当の理由があるときは、取締役又は使用人に新株引受権を与えることができる。
- (2) 取締役又は使用人に新株引受権を与えるには、その取締役又は使用人の氏名、新株引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額並びに新株引受権の行使期間等について、株主総会の特別決議を要する。新株引受権の行使期間は、当該決議の日から10年内とする。
- (3) 新株引受権の目的である株式総数は、前の株主総会の決議で定められた新株引受権の目的である株式であって発行されていないものの数と併せて、発行済株式総数の10分の1を限度とする。
- (4) 特定の取締役又は使用人に自己株式を譲渡するための定時総会の決議があった場合において、その決議に係る株式であって、譲渡されていないものがあるときは、新株引受権を与えるための決議をすることができない。
- (5) 新株引受権を与えるための決議の効力は、決議後1年内とする。
- (6) 新株引受権は、譲渡することができず、また、登記することを要する。
- (7) 新株引受権を行使する者は、請求書を会社に提出し、新株の発行価額の

全額の払込みをすることを要する。

3 施行期日等

- (1) この法律は、平成9年6月1日から施行する。ただし、2については、平成9年10月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を設けるとともに、有限会社法、証券取引法その他の関係法律の整備を行う。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案（衆第25号）

【要 旨】

本法律案は、公開会社（上場会社・店頭登録会社）について株式を消却する手續を緩和することにより、資本市場の効率化と活性化を図り、国民經濟の健全な發展に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公開会社は、定款で授權された範囲内で、經濟情勢・会社の業務狀況等を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議により、自己株式を取得して消却することができる。
- 2 定款で定める取締役会が取得して消却することができる株式総数は、発行済株式総数の10分の1を限度とする。
- 3 取締役会の決議では、取得する株式の種類、数及び取得価額の総額を定めることを要する。取得価額の総額は、中間配当財源から実際に中間配当に使用した金額を控除した額の2分の1を限度とする。
- 4 取締役会の決議による自己株式の取得期限は、その決議後、最初の決算期に関する定時総会の終結時までとし、取得方法は、市場買付け又は公開買付けによるものとする。
- 5 取締役会の決議により自己株式を取得したときは、会社は、遅滞なく、その株式について失効の手續をし、取締役は、その決議後、最初の決算期に関する定時総会で、取得理由、取得株式の種類、総数及び取得価額の総額並びに失効の手續をした旨を報告することを要する。
- 6 財源規制に違反して自己株式を取得した取締役は、会社に対し連帯して、違法に取得した株式の取得価額について賠償責任を負う。また、財源規制の範囲内であっても、期末に資本の欠損を生じた場合も同様とする。

7 施行期日等

- (1) この法律は、平成9年6月1日から施行する。
- (2) この法律の施行に伴い、証券取引法、銀行法及び保險業法の所要の規定の改正を行うとともに、その他所要の規定の整備を行う。

【商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 ストック・オプション制度の導入及び株式の消却のための自己株式の取得規制の緩和に際しては、会社による株価操作あるいはインサイダー取引といった弊害を惹起することのないよう、証券取引法の厳正な適用を行うとともに、不正取引の監視体制の強化を図ること。
- 2 ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールの確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。
- 3 ストック・オプション制度に係る税制については、制度の趣旨及び適正・公平な課税の観点から、平成10年度税制改正において検討すること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※22	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 7	9. 3. 25	9. 3. 27 可 決	9. 3. 28 可 決	9. 2. 17	9. 3. 18 可 決	9. 3. 25 可 決
60	商法等の一部を改正する法律案	〃	3. 7	5. 23	5. 29 可 決	5. 30 可 決	5. 6	5. 16 可 決	5. 20 可 決
61	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	〃	3. 7	5. 23	5. 29 可 決	5. 30 可 決	5. 6	5. 16 可 決	5. 20 可 決
82	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	〃	4. 4	4. 22	4. 24 可 決	4. 25 可 決	4. 15	4. 18 可 決	4. 22 可 決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
24	商法の一部を改正する法律案	保岡 興治君 外8名 (9. 4. 30)	9. 5. 2	9. 5. 8	9. 5. 9	9. 5. 15 可 決 附帯決議	9. 5. 16 可 決	9. 5. 6	9. 5. 7 可 決 附帯決議	9. 5. 8 可 決
25	株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案	保岡 興治君 外8名 (9. 4. 30)	5. 2	5. 8	5. 9	5. 15 可 決 附帯決議	5. 16 可 決	5. 6	5. 7 可 決 附帯決議	5. 8 可 決